

事 件 番 号	令和5年（行ケ）第10066号	言 渡 日	令和5年12月21日
事 件 名	審決取消請求事件		
裁 判 所	知的財産高等裁判所第4部		
原 告	小林瓦工業株式会社	訴訟代理人弁護士	鯉沼 敦規 外1名
被 告	丸鹿セラミックス株式会社	訴訟代理人弁護士	稲垣 篤史 外2名
意匠に係る物品	瓦		
関 連 条 文	意匠法3条1項3号		
主 文	1 特許庁が無効2022-880001号事件について令和5年6月6日にした審決を取り消す。 2 訴訟費用は被告の負担とする。		
判 決 要 旨	取消事由について 1 本件登録意匠と引用意匠の要部は、本葦一体瓦において看者の注意を強く引く男瓦の連なりに係る構成部分であり、かつ、従来の意匠に見られなかった新規の創作に係る本件コの字模様というべきである。その共通性が両意匠の類否判断に及ぼす影響は極めて大きく、他方、両者の相違点の中には、類否判断に一定程度の影響を及ぼす点はあるものの、その影響は相対的に小さいと判断せざるを得ず、全体として評価すれば、本件登録意匠は引用意匠に類似するというべきである。これと異なる本件審決の判断には、意匠法3条1項3号の類否判断を誤った違法がある。 2 よって、原告の主張する取消事由には理由があるから、本件審決を取り消すこととし、主文のとおり判決する。		

事案の概要

本件は、意匠登録第1697530号についての無効審判請求（無効2022-880001号）事件についての無効不成立審決の審決取消訴訟であり、知財高裁が審決を取り消した事件である。争点は、意匠の類否判断（意匠法第3条第1項第3号）である。

1 特許庁における手続の経緯等（争いのない事実）

- （1）被告は、令和2年9月1日、本件登録意匠につき、意匠に係る物品を「瓦」とする意匠登録出願（意願2020-18477）をし、令和3年9月30日に設定登録を受けた（意匠登録第1697530号）。
- （2）原告は、令和4年1月5日、本件登録意匠について、本件登録意匠の出願前である令和2年7月20日に発行された意匠公報に掲載された引用意匠に類似する意匠であって、意匠法3条1項3号により意匠登録を受けることができないものであるとして、本件無効審判を請求した（無効2022-880001号）。

(3) 特許庁は、令和5年6月6日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（本件審決）をし、その謄本は同月15日原告に送達された。

(4) 原告は、同月23日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 本件登録意匠及び引用意匠

本件登録意匠（被告の意匠権）（意匠公報より抜粋）

登録番号 1697530号 出願日 令和2年9月1日（意願2020-18477）

登録日 令和3年9月30日 意匠に係る物品 瓦

【前方から見た斜視図】



【平面図】



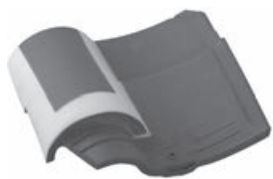
【正面図】



【背面図】



【後方から見た斜視図】



【底面図】



【右側面図】



【左側面図】



引用意匠（意匠公報より抜粋）

登録番号 1663938号 出願日 平成29年6月16日（意願2020-2824）

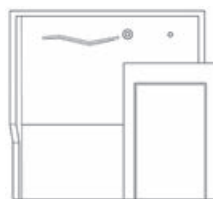
特願2020-22167の変更

登録日 令和2年6月30日 意匠に係る物品 瓦

【正面視した参考斜視図】



【正面図】



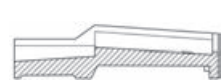
【平面図】



【底面図】



【A-A断面図】



【B-B断面図】



【背面図】



【左側面図】



【右側面図】



3 本件審決の理由の要旨

- (1) 瓦の需要者は、瓦を用いて屋根工事を行う建設業者等や屋根工事の施主であるといえる。その屋根工事を行うに際して、建設業者等は、瓦の設置や、非設置箇所との接合方法などにも気を配ることから、瓦の背面の形状等に着目することとなり、また、複数の瓦を上下左右に連続して組み合わせることから、瓦の平面、底面、左側面及び右側面の形状等にも着目し、全方向から瓦を観察するというべきである。したがって、両意匠の類否判断においては、正面から見た形状等（形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合）のみならず、上記需要者の視点から、全方向から見た瓦の各部の形状等を評価すべきである。
- (2) 共通点4（男瓦の両側部と本件コの子模様、コ字状のラインの内側線）が両意匠の類否判断に及ぼす影響は大きいものの、それ以外の共通点はいずれも影響が小さいので、共通点を総合すると、両意匠の類否判断に及ぼす影響は小さいといえる。
- 他方、左側面視に係る相違点2、右側面視に係る相違点3及び底面視に係る相違点4が両意匠の類否判断に及ぼす影響は大きく、背面視に係る相違点1並びに男瓦の形状及び本件コの子模様に係る相違点5が及ぼす影響も一定程度認められるから、相違点6～8が及ぼす影響が小さいとしても、相違点を総合すると、両意匠の類否判断に大きな影響を及ぼすといえることができる。
- (3) したがって、本件登録意匠と引用意匠の相違点が類否判断に及ぼす影響が大きく、本件登録意匠は引用意匠に類似するということとはできない。

4 原告が主張する審決取消事由

本件登録意匠と引用意匠との類否判断の誤り。

裁判所の判断

1 取消事由について

- (1) 原告は、本件登録意匠及び引用意匠において、需要者の注意を最も強く引く形態は共通点4に係る本件コの子模様であり、他方、相違点1～8は、実質的な相違点とはいえないか、又は類否判断に及ぼす影響の小さいものにすぎないとして、これと異なる本件審決の判断の違法を主張するので、この点について、以下検討する。
- (2) 本件コの子模様の要部該当性について
- ア まず、本件登録意匠も引用意匠も、基本的な部分では周知の本葺一体瓦を踏襲する意匠であることは明らかである。そして、本葺一体瓦の葺き上がりの外観は伝統的な本葺き工法のものと同様であり、半円筒形の丸瓦（男瓦）の連なりが屋根の勾配に沿って手前から奥に向かって整然と延びる姿がひと際目を引き、豪華、重厚な印象を与えるものと認められる。したがって、そのような男瓦の連なりに係る形状及び模様が、看者の注意を強く引く部分といえることができる。
- イ 本件登録意匠は、上記アに加え、具体的構成態様のとおり、褐色の地色に本件コの子模様を白色で表している点に特徴があるところ、これが上記で認定した沖縄赤瓦風

の疑似漆喰模様を意図していることは明らかである。具体的には、本件登録意匠に係る瓦を屋根瓦として施工した場合、半円筒形の男瓦の連なりが、漆喰をイメージさせる白色によってくっきりと枠取られるとともに、その連なりの中ほどに、白色で囲まれた地色（褐色）の本件長方形模様が規則的に表れる形になり、このような褐色と白色の模様の造形及びコントラストが形成する外観は、南国情緒を演出するものとして極めて印象的なものといえる。

本件登録意匠の本件コの字模様は、看者の美感に強く訴求するものと解される。

ウ 引用意匠については、色彩は表されていないものの、本件登録意匠と共通する本件コの字模様を備えるものであり、先行する意匠として、沖縄赤瓦風の疑似漆喰模様が広く知られていたことを踏まえると、引用意匠の主たる実施態様として、褐色の地色と白色の本件コの字模様の組合せが想定されていたことは明らかである。そうすると、本件登録意匠に関して上記イで述べたところは、引用意匠にも妥当するものと解される。

エ 以上の点に加え、本件登録意匠は、本件コの字模様以外の構成態様において、周知の段付き飛鳥野瓦の意匠をほぼ踏襲したものであるのに対し、本件登録意匠及び引用意匠が共通して有する共通点4に係る本件コの字模様は、公知意匠には見られない引用意匠の新規な創作部分であることも、要部認定において大きな意味を持つ重要なポイントとなる。

すなわち、本葺一体瓦に白色の模様を付して、実際には漆喰を使用することなく沖縄赤瓦と同様の外観を実現しようとする疑似漆喰模様自体は、本件登録意匠及び引用意匠の出願前に広く知られていたものであるが、開口を下向きにした本件コの字模様の意匠に関しては、これを開示する公知文献等は見当たらない。

この点について補足するに、甲9（実開平4-27013）の公報の第2図には、本件コの字模様（下方開口）と異なり、上方開口のコの字の模様が開示されているが、その違いは、葺き上がりの外観に次のような有意な違いを生じさせると考えられる。

すなわち、本葺一体瓦において、男瓦を上下に重ねていく際、下段の男瓦の上方に設けた縮径段差部に上段の男瓦を重ねるようにすることで、面一になるように工夫されているが、特に沖縄赤瓦風の疑似漆喰模様において、上下の男瓦の接合部が瓦の地色（褐色）と白色の模様の境目になる場合、当該接合部は自ずと目につき易い部分となり、その処理には細心の配慮が求められることになると考えられる。

このような観点から見ると、甲9の公報の第2図の公知意匠のように上方開口のコの字模様を採用した場合、男瓦の下端面は白色になるのに対し、本件コの字模様のよう下方開口のコの字模様を採用した場合、男瓦の下端面は地色となる（本件登録意匠の前方から見た斜視図及び底面図参照）。後者の方が接合部は目立たず、自然な連続感を演出したい意匠に適していると考えられる一方、前者は、瓦を重ね合わせた立体感を素朴に表現するものといえる。このような違いにつき、もとより優劣を言うことはできないが、葺き上がりの印象を左右する要素となることは明らかである。

オ 以上に述べたところを総合すれば、本件登録意匠と引用意匠において、看者の注意

を最も強く引く形態（要部）は、両者に共通する下方開口の本件コノ字模様であり、その共通性こそ、類否判断に最も強い影響を及ぼすものというべきである。

本件審決は、この共通点が両意匠の類否判断に及ぼす影響は一定程度認められるとしつつ、共通点全体としての評価において類否判断に及ぼす影響は小さいと判断する。しかし、この判断は、本葺一体瓦及びこれを前提とする疑似漆喰模様の瓦において看者の注意を引く部分の確定、先行の周知・公知意匠との関係での本件コノ字模様及びそれ以外の構成態様の評価、公知の上方開口のコノ字模様と本件の共通点4に係る下方開口の本件コノ字模様の違い等について、検討が不十分なまま示されたものといわざるを得ない。

（3）相違点の評価について

本件審決は、別紙「本件審決が認定した形状等の共通点と相違点」の2に記載のとおり、本件登録意匠と引用意匠の構成態様の相違点1～8を認定するので、これらが両意匠の類否判断に及ぼす影響について検討する。

ア 瓦を葺いた施工後の状態からは看取できない構成態様について（相違点1、2、6、7関係）

相違点1（背面形状）、同2（女瓦の左端部の壁）、同6（男瓦の縮径段差部の溝の有無及び右側端部の角度）、同7（①女瓦の上端寄りの凸部の形状、②左下端の角度）は、瓦を葺いた施工後の状態からは看取できない構成態様に関するものである。そこで、本件登録意匠の意匠に係る物品である瓦における、このような相違点の位置づけ、類否判断への影響の程度について、検討しておく。

そもそも瓦は、本来的に屋根等を葺くための建築部材であって、施工を前提としない瓦単体のコレクターといった需要者を想定するのは現実的でない。瓦屋根の建築物を注文し、その所有者等となる施主が中心的な需要者であり、そうした需要者の求める美観が施工後の外観に係るものであることは多言を要しない。瓦屋根を施工する建築業者、瓦の販売業者等も需要者ではあるものの、そうした立場の需要者であっても、最終的には施主の満足を得させる施工後の外観が最も重視されるものと考えられる。そうすると、瓦を葺いた施工後の状態から看取できない構成態様が意匠の類否判断に及ぼす影響は相対的に小さいものととどまるというべきである。

被告は、瓦の需要者である建築業者等は葺き上がった状態で見えなくなる部分についても瓦の重要な機能につながる形状に注意を払い形状全体に目を通して選定する旨主張する。しかし、意匠の類否は基本的に「需要者の視覚を通じて起こさせる美観」に基づいて判断されるべきものであり、機能と造形は両立し得るものではあるが、機能のみに着眼した被告の主張をそのまま採用することはできない。

よって、瓦を葺いた施工後の状態からは看取できない相違点1、2、6、7が、類否判断に及ぼす影響は相対的に小さいものととどまるというべきである。なお、相違点6、7に関しては、本葺一体瓦において採用される公知の形状のバリエーションの範囲内の違いにすぎないものであるから、この点においても、当該相違点が類否判断に及ぼす影響は限定的なものと解される。

イ 底面形状の縦横比について（相違点 4 関係）

本件登録意匠と引用意匠の各底面図を対比すると、略S字型の縦横比が本件登録意匠で約 1：5、引用意匠で約 1：3 になるという本件審決の認定自体は誤りではなく、これは、本件審決も指摘するとおり、本件登録意匠の上記略S字型の形状が引用意匠のものに比べて扁平であることを意味すると理解できる。

しかし、本葺一体瓦を施工する場合、男瓦の軒口は「軒巴」などと呼ばれる円形の飾り瓦で覆われるため、上記略S字型の形状は外観上視認できなくなる。そうであっても、例えば男瓦の盛り上がり具合の違いといった形で上記の違いを間接的に認識できる可能性もないではないが、立体形状を認識し易い斜視図（引用意匠では参考斜視図）を比較しても、本件登録意匠と引用意匠の男瓦の盛り上がり具合等に有意の違いが生じているようには見えない。そのほか、上記の程度の底面形状の縦横比の相違が、瓦を葺き上げた外観に実質的な美観の違いを生じさせることを示す証拠はない。

以上に加え、上記略S字型の縦横比（扁平の程度）の違いは、公知意匠のバリエーションの範囲内と解されることも勘案すると、上記相違点は、類否判断にさほど影響を及ぼすものとはいえない。

ウ 男瓦の形状及び本件コの子模様の細部の形態等について（相違点 3、5 関係）

（ア）本件審決は、本件登録意匠と引用意匠の各対応図面ごとに相違点を認定しているため、立体形状として認識・把握すれば同じ特徴を、各方向視ごとに別々に表現するような形式になっており分かりにくいので、相違点 3、5 に含まれる男瓦の形状及び本件コの子模様の細部の形態に係る相違点を整理・再構成すると、下記①～③のとおりとなる（なお、本件審決は、相違点 3、5 として、下記①～③以外の要素にも言及している部分があるが、本件登録意匠と引用意匠のそれぞれの図面における角度の違いや作図方法の違いによる見え方の違いにすぎないものであり、実質的な相違点ということとはできない。）。

- ① 本件登録意匠の男瓦は上方に向かって逆ハの字状に広がる円筒形であるのに対し、引用意匠の男瓦は少なくとも真上から見る幅が均一の円筒形である。
- ② 本件登録意匠においては、引用意匠と比べて、本件コの子模様の両側部の幅が若干広く、本件長方形模様の幅は若干狭い。
- ③ 本件登録意匠の本件コの子模様の部分は本件長方形部分と面一であるが、引用意匠の本件コの子模様はわずかに段差状に隆起している。

（イ）上記相違点①～③は、いずれも、本件登録意匠及び引用意匠の構成態様のうち、看者の注意を強く引く部分である男瓦の連なりの形状及び模様に関するものであるから、その相違点が、両意匠の類否判断に一定の影響を及ぼすことは否定できない。

しかし、相違点①は、本葺一体瓦において採用される公知の形態のバリエーションの範囲内の違いにすぎないし、相違点②、③は、従前の意匠には見られなかった新規な創作部分である本件コの子模様に係る共通点を備えた上での、当該模様の些末な違いにすぎない。もちろん、新規な形態を創作した先行意匠を下敷きとして踏襲しつつも、それにプラスして需要者の注意を一層強く引くような新しい美観を取

り入れたという評価ができれば、当該新しい美観に係る印象が共通点に係る印象を覆し、類否判断にも相対的に強い影響を及ぼすということもあり得るところであるが、相違点②、③が、両意匠の共通点である本件コの子模様の持つ強い訴求力を覆すほどの新しい美観を生じさせるものとは到底認められない。

よって、上記相違点①～③は、類否判断に一定の影響を及ぼすものではあるが、本件コの子模様に係る共通点4と比較して、意匠の類否判断に及ぼす影響は相対的に小さいものと解すべきである。

(ウ) 以上に対し、被告は、相違点5により、本件登録意匠の瓦を葺いた際、引用意匠と異なり、本件コの子模様に係るラインが上下左右に一直線にそろいモダンでシャープな印象を与える旨主張する。

しかし、本件審決が共通点4として認定しているとおり、本件登録意匠も引用意匠も、本件コの子模様の内側左右のラインは略平行であるから、本件コの子模様に囲まれた本件長方形模様が連続して一直線状に表れる形態において、両者に異なるところはないはずである。被告が指摘する甲17の1の写真は、本件長方形模様が一直線状に並ぶのを視認するのに適した上下方向からの角度ではなく、左右方向に近い斜めの角度からの写真であるために、被告のいう「本件コの子模様に係るラインが上下左右に一直線にそろいモダンでシャープな印象」と異なる印象になっているにすぎない。

被告の上記主張は採用できない。

エ 色彩の有無について（相違点8関係）

引用意匠に色彩は表されていないものの、沖縄赤瓦風の疑似漆喰模様が周知となっていることを踏まえると、その相違は類否判断に実質的な影響を及ぼすものとはいえない。

なお、この点は、本件審決も同趣旨の判断をしており、当事者もこれを争っていない。

(4) まとめ

以上のとおり、本件登録意匠と引用意匠の要部は、本葺一体瓦において看者の注意を強く（引く）男瓦の連なりに係る構成部分であり、かつ、従来の意匠に見られなかった新規の創作に係る本件コの子模様というべきである。その共通性が両意匠の類否判断に及ぼす影響は極めて大きく、他方、両者の相違点の中には、類否判断に一定程度の影響を及ぼす点はあるものの、その影響は相対的に小さいと判断せざるを得ず、全体として評価すれば、本件登録意匠は引用意匠に類似するというべきである。これと異なる本件審決の判断には、意匠法3条1項3号の類否判断を誤った違法がある。

2 結論

よって、原告の主張する取消事由には理由があるから、本件審決を取り消すこととし、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第4部 裁判長裁判官 宮坂 昌利
裁判官 本吉 弘行
裁判官 頼 晋一

判決にまつわる検討

本件は、意匠登録第1697530号についての無効審判請求（無効2022-880001号）事件の無効不成立審決について、原告が審決を取り消す旨の裁判を提起したものである。知財高裁では、争点である両意匠の類否判断をするために、公知意匠を参酌し、各図を対比して、認定をし直し、審決の相違点3、5に含まれる男瓦の形状及び本件コの子模様の細部の形態に係る相違点を整理・再構成し相違点①～③とした。そして、相違点①～③は、本件コの子模様に係る共通点4と比較して、意匠の類否判断に及ぼす影響は相対的に小さい、として、原告の請求を認容し、審決を取り消した。

判決では、「本件登録意匠と引用意匠において、看者の注意を最も強く引く形態（要部）は、両者に共通する下方開口の本件コの子模様であり、その共通性こそ、類否判断に最も強い影響を及ぼすものというべきである。」「本件審決は、この共通点が両意匠の類否判断に及ぼす影響は一定程度認められるとしつつ、共通点全体としての評価において類否判断に及ぼす影響は小さいと判断する。しかし、この判断は、本葺一体瓦及びこれを前提とする疑似漆喰模様の瓦において看者の注意を引く部分の確定、先行の周知・公知意匠との関係での本件コの子模様及びそれ以外の構成態様の評価、公知の上方開口のコの子模様と本件の共通点4に係る下方開口の本件コの子模様の違い等について、検討が不十分なまま示されたものといわざるを得ない。」「本件審決の認定する相違点は、①公知の既製品である段付き飛鳥野瓦と万葉瓦にみられる差異にすぎないもの（相違点1、2、6、7）、②瓦葺きした後は外観できない部分に係るもの（相違点1、2）、③本件登録意匠及び引用意匠の要部である本件コの子模様における些末な差異にすぎないもの（相違点5）、④図面上確認できない差異又は両意匠を見る角度による差異であって、実質的な相違点とはいえないもの（相違点3、5①、③、6）であり、いずれも類否判断に及ぼす影響は小さいものである。」とし、「両意匠は類似するというべきである。これと異なる本件審決の判断には、意匠法3条1項3号の類否判断を誤った違法がある。」とし、審決を取り消す判断をしたものである。

引用意匠である意匠登録第1663938号の意匠は、令和5年（行ケ）第10008号審決取消請求事件（令和5年6月12日判決言渡）（無効2021-880006号）で審決が取り消され、無効と判断されたものである。瓦のパンフレット及び写真を交付した事実について、「意匠法4条3項の『証明する書面』が提出されていないところ、当該公開の事実、例外的に『証明する書面』が不要となる場合の要件のいずれも充足しないから、意匠法4条2項の適用を受け得るものではない。」と判示したものである。上告も棄却され、さらに特許庁に差し戻され、無効が確定した。本件無効審判事件の原告は当該パンフレットを交付した引用意匠の権利者のうちの1社である（意匠権者は原告ほか2社）。具体的構成態様のうち両者で最も異なる、本件意匠の男瓦に形成されたコ字状のラインの模様が僅かに隆起する部分についても、隆起の程度にまで需要者の注意がいくものとは認め難く、施主及び建築業者等の需要者の観点からみた場合、「本件意匠と本件模様瓦の意匠は類似する」と判断された。

本件判決では、知財高裁は判決において丁寧に共通点及び相違点について言及している。特に各相違点について類否判断に及ぼす影響を考慮し、丁寧に判示している。